

令和6年度「幼児期からの運動習慣形成プロジェクト（幼児期からの運動遊び普及事業）」

質問と回答

NO.	質問	回答
1	再々委託は可能か。（応募自治体→団体A→団体B）	可能ではありますが、推奨するものではありません。そもそも再委託は、専門的又は実績的な事項で、第三者に委託することが事業の実施に合理的であると認められる範囲において認められますが、これは再々委託についても同様です。
2	インボイス影響額の欄は、どのように記載すればよいか。	<p>インボイス制度施行後から、免税事業者への支払に係る消費税相当額については仕入税額控除の対象とすることができなくなり、その分は必要に応じて消費税相当額に計上することになっているため、インボイスが発行されない団体・個人への支払が発生する場合に、当該欄に記載する必要があります。特に、謝金など個人についてはインボイスが発行されない場合が多く、消費税相当額に計上していただく必要があります。国との契約は業務全体が課税対象となるため、インボイス影響額には、消費税率（1.1倍）を乗じる形式となります。</p> <p>なお、自治体は原則的に消費税が免除されているため、当該欄の対応は原則不要になると考えられます。ただし、事業の一部を民間団体へ再委託される場合、民間団体が提出する経費予定額内訳では、当該欄を使用するケースがあると考えられます。上記の例に当てはまらない可能性も考えられるため、いずれにせよ応募団体の責任において作成・提出をお願いします。</p>
3	「4. 事業の内容」の冒頭に「～地方公共団体内のこれらの主管課と連携又は協働して行うこと」とあるが、連携に加えて協働と記載している意図は何か？	過去2年間の普及事業では、事業に関連する複数の所管部署間における十分な情報共有がされていない例が散見されたため、情報共有はもちろんのこと、必要に応じて協働していただきたいという意図で記載しています。そのことによって、事業期間終了後も、取組が発展、自走化しやすい環境が創出されやすいものと考えています。
4	企画提案書8「再委託費内訳」（11）消費税相当額 について、再委託先から大学の先生に謝金を支払います。各大学の研究室へ支払うこととなりますが、支払先は先生個人となります。経過措置の適用は「有」でよいでしょうか？	支払い先が法人でも個人でも、適格請求書発行事業者になっていなければ経過措置の適用対象になり得ると思われませんが、詳しくは貴自治体内の会計部局等でご確認をお願いします。